

第4章 将来像実現のための施策

第4章 将来像実現のための施策

1 施策の体系

みどりの将来図の実現に向けて、基本方針に基づく実施施策を示します。

基本理念・基本方針		施策系統	個別施策
基本理念 豊かなみどりを活かし、 人とみどりが共生するまち 青梅	基本方針1 みどりをまもる	1-1 山地・丘陵地の保全	1-1-1法や条例による山地・丘陵地の保全
		1-2 河川環境の保全	1-1-2山地・丘陵地の生物多様性の保全
		1-3 まちなかの樹林の保全	1-2-1多摩川の河川環境の保全
		1-4 農地の保全	1-2-2多摩川以外の河川環境の保全
			1-3-1崖線樹林の保全
			1-3-2平地林の保全
			1-4-1生産緑地地区の保全
			1-4-2農業振興地域農用地区域の保全
	基本方針2 みどりを育てる	2-1 魅力ある公園づくり	2-1-1地域特性に合わせた計画的な公園改修
		2-2 公共施設・道路のみどりづくり	2-1-2効率的・効果的な公園管理
		2-3 民有地のみどりづくり	2-1-3開発行為等による新設公園の指導
		2-4 まちなかのみどりのネットワークづくり	2-2-1公共施設の緑化推進
			2-2-2駅前広場等の緑化推進
			2-3-1民有地の緑化
			2-4-1エコロジカルネットワークづくり
			2-4-2みどりを巡るネットワークづくり
	基本方針3 みどりを活かす	3-1 山地・丘陵地の活用	3-1-1森林機能の向上
		3-2 河川環境の活用	3-1-2多摩産材の活用
		3-3 まちなかのみどりの活用	3-1-3廃材利活用等の資源循環の促進
		3-4 農地の活用	3-1-4レクリエーションの場としての活用
			3-1-5教育の場としての活用
			3-2-1水辺空間の利活用
			3-3-1みどりのリサイクルの推進
			3-3-2オープンガーデン等の推進
			3-3-3みどりによる防災・減災機能の充実
			3-4-1農地による防災・減災機能の活用
			3-4-2市民農園等の利用促進
			3-4-3市内農業の利用促進
	共通方針 共創 (みどりを共につくる)	共-1 多様な主体によるみどりのまちづくり	共-1-1市民等の共創による公園、緑地等の管理と活用
			共-1-2ボランティア活動のネットワークづくり
			共-1-3担い手の発掘と育成
		共-2 みどりのまちづくりに関する普及啓発	共-2-1みどりに関する情報発信
			共-2-2みどりに関する普及啓発

2 個別施策

基本方針1 みどりをまもる

1-1 山地・丘陵地の保全

本市のみどりの骨格を形成する山地・丘陵地は、豊かな自然を有しており、多くの生き物が生息・生育するとともに、水源かん養や二酸化炭素の吸収などの多面的機能は、わたしたちの生活を支えています。この貴重な山地・丘陵地を保全する取組を推進します。

1-1-1 法や条例による山地・丘陵地の保全

山地・丘陵地の保全では、法や条例により秩父多摩甲斐国立公園や羽村草花丘陵自然公園、特別緑地保全地区、東京都保全地域などの指定がされています。引き続き、各種制度を運用するとともに、国、都、関係団体等と連携して、山地・丘陵地の自然環境を保全します。

また、特に保全する必要がある区域については、特別緑地保全地区の指定や都の支援制度の活用等による自然環境の保全を検討します。

表 4-1 山地・丘陵地保全のための法や条例の指定状況

制度	地区名	制度概要
国立公園 (自然公園法)	秩父多摩甲斐国立公園	優れた自然の風景地の保護と利用増進により、国民の保健・休養・教化と生物多様性の確保を目的とした制度
都立自然公園 (自然公園法)	羽村草花丘陵自然公園	
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区 第2号青梅の森特別緑地保全地区	都市の良好な自然的環境を形成している緑地を指定し、建築行為の制限などにより保全する制度
東京都保全地域 (東京都自然保護条例)	勝沼城址歴史環境保全地域 青梅上成木森林環境保全地域 立川崖線緑地保全地域	良好な自然生態系保護し、次代へ引き継ぐことを目的とした制度 自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域、緑地保全地域の5種類がある
風致地区 (都市計画法)	霞丘陵風致地区	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域に定める
保安林 (森林法)	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 その他	公益的機能の発揮が特に必要な森林を指定し、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制 水源かん養や災害防止の保安林は、森林保全の治山事業を実施

※第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区、立川崖線緑地保全地域は1-3 まちなかのみどりの保全の対象となる崖線樹林

1-1-2 山地・丘陵地の生物多様性の保全

山地・丘陵地には多様な生き物が生息・生育しており、希少な生き物も確認されています。健全な生態系が維持されるように、生物多様性の視点を持って保全の取組を進めます。

生物多様性の保全に向けては、「青梅市生物多様性地域戦略」を推進するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を進めます。

シカ等の有害鳥獣被害に対しては、都や周辺自治体、関係団体と連携した捕獲等の取組を推進するとともに、植栽が予定されている森林を中心に、単木保護ネットやシカ侵入防護柵の設置等の保護措置を推進します。近年では、クマの出没が確認されており、都や周辺自治体、関係団体と連携した対策を実施します。

1-2 河川環境の保全

本市には、多摩川をはじめとして、霞川、成木川等の多くの河川があります。河川は、洪水の被害防止などの治水、水道用水や農業用水などの利水、自然環境や景観などの環境形成の機能を持つとともに、みどりのネットワークを形成しています。これらの機能を充実するために、水辺地や崖線樹林を含む河川環境を保全する取組を推進します。

1-2-1 多摩川の河川環境の保全

多摩川は、「多摩川水系河川整備計画（万年橋より下流）」や「多摩川上流圏域河川整備計画（万年橋より上流）」にもとづき、保全整備が進められています。国や都と連携し、自然環境や水質に配慮した治水安全度の向上や保全、維持・管理、遊歩道の整備等を促進します。

また、「青梅市多摩川沿い景観形成基本計画」にもとづき、良好な景観形成を図ります。

1-2-2 多摩川以外の河川環境の保全

霞川流域と、成木川を本川とした黒沢川、直竹川、北小曾木川を支川とした流域である霞川圏域は、「霞川圏域河川整備計画」にもとづき、保全整備が進められています。都と連携し、治水安全度の向上を図るとともに、残されている自然環境を保全し、水辺に親しみを持てる身近な川づくりを促進します。

また、公共下水道や合併処理浄化槽の整備による全市水栓化に向けた計画の推進により、河川の水質向上に努めます。

1-3 まちなかの樹林の保全

市街地には崖線樹林や平地林、社寺林、屋敷林等のまとまった樹林が点在しています。市街地に残る樹林は、貴重な自然環境であり、地域特有の景観を形成しています。これらの樹林の一部は、法や条例等による、みどりの保全制度が適用されているものもありますが、消失の可能性のある樹林も多く存在しています。市街地に残された貴重な自然環境を次世代につなぐため、樹林の保全に努めます。

1-3-1 崖線樹林の保全

多摩川などの崖線樹林は、湧水や生き物の生息・生育の場として貴重な空間であり、立川崖線の一部は特別緑地保全地区や東京都保全地域に指定されています。

「多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン」にもとづき、都や関係市と連携して保全施策を検討するとともに、特別緑地保全地区等の指定がされていない樹林については、保全すべき樹林の調査や保全方法等を検討し、計画的な保全に取り組みます。

また、「青梅市多摩川沿い景観形成基本計画」にもとづき、崖線緑地の伐採の規制等により、適切な樹林の維持・管理を推進します。

1-3-2 平地林の保全

市街地に残る平地林は、新田山公園のように都市公園として保全されているもののほか、社寺林や屋敷林、学校等の施設内の樹林なども数多く点在しています。

社寺林や屋敷林、地域のシンボルとなっている樹木、生き物の生息・生育空間となる樹林等の保全方策を検討します。

1-4 農地の保全

本市には多くの農地があり、市街化区域には生産緑地地区、市街化調整区域には農業振興地域農用地区域（以下「農振農用地区域」という。）が指定され、多様な農畜産物が生産されています。しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足等により農地面積は減少傾向が続いています。一方で、農地の持つ多面的機能から、都市農地は「あるべきもの」として位置づけが転換されました。まちづくりに必要なみどりとして、農業振興施策と連携し、農地の保全に取り組みます。

1-4-1 生産緑地地区の保全

本市の市街化区域には、多くの生産緑地地区が点在しており、新鮮で安全・安心な農作物の供給、防災・減災、農のある風景を形成しています。

緑地機能や多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全するため、生産緑地制度の活用により、市街化区域内農地の適正な維持を図るとともに、都市農地の保全施策を検討します。

また、生産緑地地区の適正な保全のため、肥培管理調査等を行うとともに、管理指導を継続して実施します。

1-4-2 農業振興地域農用地区域の保全

市街化調整区域の農地のうち農業の振興を図るべき地域は、農振農用地区域が指定されています。この区域では、田植えや稲刈りなどの農業体験会を実施するなど、交流の場ともなっています。

総合的に農業の推進を図るべき地域である農振農用地区域は、農地が持つ多面的機能を踏まえるとともに、農地の有効活用や生産性の向上を促進し、まとまりのある農地の保全に努めます。

また、本市の土地利用方針を踏まえつつ、新規就農者や意欲ある認定農業者、法人等への集約の検討、農地バンクの普及・啓発により、農業の担い手への利活用を推進します。

基本方針 2 みどりを育てる

2-1 魅力ある公園づくり

市内には170箇所の公園緑地等があり、多くの市民が利用しています。公園のさらなる魅力の向上と、あらゆる人々が自由に楽しく過ごすことができるように、地域特性や利活用ニーズに応じた公園の改修や管理を進めます。

2-1-1 地域特性に合わせた計画的な公園改修

本市には、永山公園や吹上しょうぶ公園、梅の公園、花木園などの特色ある公園、地域の街区公園や児童遊園などがあり、多くの人が公園を利用しています。

公園の施設については、安全・安心な施設利用を維持するため、「**青梅市公園施設長寿命化計画**」にもとづき、予防保全型管理を主体とした計画的な補修や更新を実施します。

公園や緑地を高齢者や障がい者、こども、外国人等のあらゆる人々が、自由に安心して利用できる場としていくため、地域住民の意向やニーズを踏まえ、公園施設等の**バリアフリー化**、**ユニバーサルデザイン化**を推進するとともに、地域特性を踏まえながら、だれもが遊べる遊具の導入を進めます。

また、持続可能な公園管理の実現のため、地域のニーズや土地利用方針の変化を踏まえ、都市計画の見直し等を検討します。

2-1-2 効率的・効果的な公園管理

公園の管理では、誰もが安全・安心で居心地よく過ごせる公園となるよう、日常の維持・管理や施設点検、定期点検を実施しています。

公園のさらなる魅力の向上や新たなにぎわいの創出を図るため、指定管理者制度やPark-PFI制度等の民間活力を活用した管理方法の導入について検討します。

また、公園を柔軟に利活用するための仕組みづくりや、公園管理を効率的に行う方法として、デジタル技術を活用した公園DXの取組を検討します。

老木化した樹木や病害虫等の被害木については、適正な管理、更新により、倒木や枝折れなどを未然に防止します。

2-1-3 開発行為等による新設公園の指導

本市では、一定規模以上の開発行為等に対して、**青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例**（以下「開発条例」という。）にもとづき、公園等の整備を指導しています。

開発行為等によって整備される公園等が、周辺住民が積極的に活用することができ、良好な景観形成にも寄与する質の高い配置となるよう、適切な指導を行います。

また、持続可能な公園管理の実現のため、開発条例における公園設置基準等の見直しを検討します。

今後、都市的土地利用を計画的に誘導していく「新市街地計画ゾーン」における**地区計画制度**等の導入にあたっては、緑化率規制について検討します。今井土地区画整理事業区域においては、地区計画を踏まえ公園の整備等を通じて計画的な緑化を推進します。

2-2 公共施設・道路のみどりづくり

学校や市役所などの公共施設は、市内各地域に点在しており、良好な施設緑化により、地域のみどりの拠点の一つとなります。

また、街路樹が整備された道路は、みどりのネットワークとして多様な効果が期待されます。みどりの拠点とみどりのネットワークを形成するために公共施設と道路の緑化を推進します。

2-2-1 公共施設の緑化推進

学校や市役所などの公共施設では植栽地を整備しており、接道部の花木などは地域住民や道路利用者がみどりを楽しむ場にもなっています。

将来を担うこどもたちが学んでいる学校では、学校ビオトープ等の環境教育への活用、コミュニティ花壇やみどりのカーテンの設置など、自然環境を実感できるような緑化を推進します。

市役所や市民センターなどの公共施設においても、率先してみどりのまちづくりに取り組む姿勢を示すとともに、市民の緑化意識啓発等のため、積極的に緑化を推進します。

2-2-2 街路樹等の育成と管理

街路樹等は、緑陰の形成や良好な道路景観、騒音低減、大気浄化等の効果があります。また、生き物の生息・生育の場や移動経路として、エコロジカルネットワークの形成にも寄与します。

都市計画道路等の整備にあわせて、街路樹等による緑化を推進します。

また、市が管理する既存の街路樹等は、樹木の特性を踏まえた適正な維持・管理に努めます。

2-2-3 駅前広場等の緑化推進

駅前は多くの人の利用とともに、市外からの観光客や来訪者を迎え入れる場所です。

まちの魅力向上を図るとともに、河辺駅、東青梅駅、青梅駅を中心として、各駅の特徴ある景観や憩いの場、観光客等を迎え入れるにふさわしい場として、駅前広場の緑化やコミュニティ花壇による修景を推進します。

また青梅駅前については、「[青梅駅周辺地区景観形成基本計画](#)」にもとづき、良好な景観形成を図ります。

2-3 民有地のみどりづくり

市街地内の大半が民有地で構成されており、住宅地や事業所などの民有地のみどりが増えることで、季節感のあるみどりの景観づくり、小さな生き物の生息・生育の場の創出、まちの魅力向上につながります。

一定規模以上の開発行為等において、新たな緑地の整備や、既存樹木の保全や活用によるみどりづくりを推進します。

2-3-1 民有地の緑化

民有地の緑化では、一定規模以上の開発行為等の適切な指導等により、質の高い緑化を誘導することで、緑化推進に寄与します。

地区計画の区域内における[建築行為等](#)では、地区計画にもとづく緑化の指導を行い、道路沿いに広がりや厚みを持ったみどりの形成を促進します。

より積極的な緑化の推進が必要な地域や地区においては、地域特性に合わせた緑化の推進方を検討します。

また、生け垣設置費補助金やコミュニティ花壇事業を推進するとともに、みどりのカーテンの普及事業、イベント時での苗や種子の配布により、まちなかの緑化を推進します。

2-4 まちなかのみどりのネットワークづくり

まちなかには、拠点となるみどりとして崖線樹林、公園緑地、史跡、社寺林等があり、それらをつなぐみどりである河川や水路、街路樹、農地、住宅地の庭木などにより、みどりのネットワークを形成しています。生物多様性の保全、防災性の向上、熱環境の改善等のみどりの機能をより効果的に発揮させることから、みどりのネットワークづくりを推進します。

2-4-1 エコロジカルネットワークづくり

まちなかのみどりのネットワークが形成されることで、公園緑地や施設内の樹林、社寺林等が相互につながり、エコロジカルネットワークが形成され、生物多様性が保全されます。

まちなかの規模の大きい公園や崖線樹林、社寺林等の拠点となるみどり、それらをつなぐ河川や水路、緑道のほか、小規模な公園、農地、街路樹、住宅の庭木などを増やし、飛び石のように点在させることで、エコロジカルネットワークづくりを推進します。

また、生き物の生息・生育の場となる学校や公園でのビオトープづくり、郷土種に配慮した樹木等の植栽など、エコロジカルネットワークの充実に努めます。

2-4-2 みどりを巡るネットワークづくり

みどりのネットワーク機能のひとつに、レクリエーションや生活のネットワークがあります。ウォーキングは気軽な健康づくりのほか、まちなか回遊によるにぎわい創出としても注目されています。

みどりを巡るネットワークをより楽しめるように、リニューアルした公園情報や公共施設等の季節の花の見どころなども盛り込んだウォーキングマップ、観光まち歩きマップ等を充実するとともに、公園等の説明や案内をするQRコードの設置を検討します。

健康づくりや自然・歴史・文化資源等を巡る道として利用される「青梅市健康と歴史・文化の路」の整備や適正な維持・管理に努めます。

基本方針3 みどりを活かす

3-1 山地・丘陵地の活用

山地・丘陵地は林業においても重要なフィールドであり、森林を育て、育った木を木材として利用し、再び植林を行う循環が、森林の適切な管理になるとともに、二酸化炭素吸収量の増加、生物多様性の確保など、多面的機能の維持につながります。森林環境譲与税を活用した森林の整備を促進するとともに、地球温暖化防止の観点から森林資源としての活用、にぎわい創出の観点から観光資源として活用します。

3-1-1 森林機能の向上

本市の山林は人工林率が高く、適正な森林整備が重要です。

かつての杣保のように健全な森林資源の継承に向けて、「青梅市森林整備計画」にもとづき、森林の伐採・造林・保育等の森林施業を推進します。市内の管理の行き届かない森林を減らすため、森林経営管理制度により、土地所有者の意向を踏まえた森林の適正管理を推進するとともに、都の多摩の森林再生事業を推奨します。

また、スギ、ヒノキの花粉症の患者数が年々増加していることから、人工造林では花粉の発生量が少ない品種系統の選定や、都農林水産振興財団が進める「企業の森」や「主伐事業」等を促進します。

3-1-2 多摩産材の活用

多摩産材は、木材を地産地消することから環境負荷の低い地場産材です。また、多摩産材を活用することは、森林の適切な手入れだけではなく、健康や環境の面からも有効です。

環境負荷の低減、林業の活性化のため、「青梅市公共施設等における多摩産材利用推進方針」にもとづき、公共施設や民間施設での多摩産材の利用拡大を推進するとともに、多摩産材をPRします。

3-1-3 廃材利活用等の資源循環の促進

森林の維持・管理では、多くの間伐材や剪定枝が発生しています。

これらの間伐材や剪定枝は、チップ化し、公園緑地の園路材としての活用や、堆肥補助材等としての配布など、有効利用を推進します。また、木質バイオマス燃料としての活用についても検討します。

3-1-4 レクリエーションの場としての活用

山地や丘陵地には多くのハイキングや登山のコースがあり、多くの人が本市の自然環境を楽しんでいます。

ハイキングコースや登山道の利用者が安全に自然とふれあい、親しめるように、遊歩道やハイキングコースの適正な維持・管理、環境整備を推進します。また、来訪者が増加し観光振興につながるよう、効果的なPRやイベントなどについて検討します。

3-1-5 教育の場としての活用

市内には身近な場所にみどりが多いことから、みどりを活かした保育や幼児教育、学校教育が行われています。

本市の自然環境や生態系のほか、林業や農業についても学ぶことができるよう、保育園や幼稚園、小中学校と連携し、みどりを活用した教育プログラム等を検討します。

3-2 河川環境の活用

市内には多くの河川や水路があり、市民に親しみのある水辺環境が形成されています。河川や水路は、多様な生き物が生息・生育する場、気温の冷却効果、河川景観の形成、散策路などの多面的機能を有しており、みどりのまちづくりに積極的に活用します。

3-2-1 水辺空間の利活用

清流が維持された自然豊かな水辺は、自然観察や川遊び、川沿いの散策などを楽しむ人が集まる場となります。

水辺空間の利活用を進めるうえで、良好な自然環境を維持するため、水生生物の調査の実施、水辺の生態系や希少種の保護、外来種対策を実施します。

また、多摩川はリバースポーツの場として活用されており、今後も多摩川の魅力をより効果的にPRします。

釜の淵エリア一帯は、民間のノウハウを取り入れ、にぎわいを創出するための整備・活用を推進します。

また、バーベキュー利用者が多く訪れていますが、ごみの置き去りなどの迷惑行為も増加しています。マナー啓発を行うとともに、利用実態を踏まえ、国との連携による河川利用のルールづくりを検討します。

3-3 まちなかのみどりの活用

本市の市街地には公園緑地や街路樹、庭木や生け垣などさまざまなみどりがあり、市民や来訪者等は日常生活の中でみどりとふれあうとともに、みどりのもつ防災・減災機能を享受しています。市民の Well-being 向上や安全・安心のまちづくりのために、まちなかのみどりの活用を推進します。

3-3-1 みどりのリサイクルの推進

快適なみどりのまちづくりには、公園や公共施設の植栽地、街路樹、庭木などの剪定管理が必要です。

剪定管理で発生した剪定枝はチップ化し、公園緑地内の園路材としての活用や、堆肥補助材等として市民へ配布するなど、リサイクルを推進します。

3-3-2 オープンガーデン等の推進

オープンガーデンは、個人住宅や事業所の庭を一般に公開する取組で、訪れた人との交流も楽しめるコミュニティ活動です。梅の公園周辺の社寺等に梅の木を植樹し、オープンガーデンとして開設しています。

オープンガーデンを推奨するための支援策を検討するとともに、広報によって民有地のみどりの観光資源化に努めます。

また、市民緑地制度を活用した緑地や空き地の利活用を検討します。

3-3-3 みどりによる防災・減災機能の充実

災害時の避難場所として、公園、運動広場、学校等が指定されています。

また、公園緑地や農地などは雨水の貯留・浸透機能により、雨水を直接河川や下水道に流入させない効果があり、施設の植栽地や道路の植樹帯を活用した雨庭による雨水流出抑制も注目されています。

避難場所に指定されている公園等では、周辺状況や規模を考慮し、**かまどベンチやマンホールトイレ、ソーラー公園灯**などの設置のほか、防災面に配慮した樹木管理を推進します。

雨水対策として、宅地内の雨水は宅地内浸透処理を推進するとともに、雨水浸透施設等の設置に対する補助を行います。

また、近年頻発する局地的な集中豪雨による浸水被害に対応するため、調節池の設置や緑地の雨水貯留・浸透機能を活用した対策を進めます。

3-4 農地の活用

農地は、農畜産物の供給や雨水の貯留・浸透、自然とふれあえる場など、多面的機能を有しており、まちづくりに活かすことが期待されています。市

民の農業への理解を深めるとともに、防災、レクリエーション、安心・安全な食材の供給、農業振興など農地の活用を推進します。

3-4-1 農地による防災・減災機能の活用

まちなかに点在する農地は、災害時の延焼防止や避難場所等の機能を有しています。また、農地や水田による雨水の貯留・浸透は、降雨時の下水道や河川への流入を抑制し、浸水被害の軽減につながります。

農地が有する防災・減災機能を活用し、安全・安心なまちづくりを推進します。

さらに、農地の災害時の活用については、農業協同組合との防災協定にもとづき協議を行います。

3-4-2 市民農園等の利用促進

市内には市民農園、農業体験農園、農家開設型市民農園があり、多くの市民が農作業や農業体験を楽しんでいます。

今後も多様なレクリエーションの要望に対応するため、農業従事者等との連携により、市民が農業体験できる場として、市民農園等の利用促進を図ります。

3-4-3 市内農業の利用促進

農業振興、農地保全、安全・安心な食の確保のためには、市民の農業に対する理解が必要です。

直売所等による農畜産物の地産地消、学校給食での地元食材の活用を推進するため、農業協同組合と連携して取組を進めます。

また、地元農畜産物を利用した6次産業化についても、関係団体等と連携した取組を推進します。

共通方針共創（みどりを共につくる）

共－１ 多様な主体によるみどりのまちづくり

みどりの将来像を実現するためには、市民をはじめ、事業者、各種団体、本市に関わるあらゆる主体が、みどりのまちづくりを進めることが必要です。多様な主体が、市内のさまざまな場所で、みどりのまちづくりに関する活動をより活発に実施できるように、支援や仕組みづくりを推進します。

共－１－１ 市民等の共創による公園、緑地等の管理と活用

本市では、森林ボランティアや公園ボランティアなど多くのボランティア団体が、公園や緑地等で活動しています。

今後も、各ボランティア団体の主体的な活動や、活動フィールドを広げるための支援に努めます。

また、校庭芝生の PTA 主体の管理、企業の CSR 活動、教育機関のボランティア活動（部活やサークルの参加）など、多様な主体との連携による活動を推進するとともに、気軽に参加できるボランティア活動についても検討します。

共－１－２ ボランティア活動のネットワークづくり

青梅の森では、「**杉保プロジェクト**」において、青梅の森をフィールドにするボランティア団体が活動内容を協議し、協働でボランティア活動を実施しています。

みどりに関するボランティア団体のネットワークをつくり、団体間での話し合いや情報共有ができる仕組みづくりなど、活動の活性化につながる連携体制を検討します。

共－１－３ 担い手の発掘と育成

みどりを守り育てるための担い手育成として、「青梅市森林ボランティア育成講座」を開講し、多くの講座修了生がボランティア活動を実施しています。

今後も森の担い手を育成していくことが重要であることから、森林環境譲与税を活用した森の担い手の発掘と育成や、企業との連携等を促進します。

また、次世代の担い手の発掘として、青少年リーダー育成研修会の取組を通じて、みどりに関する活動のリーダー育成を推進します。

共－２ みどりのまちづくりに関する普及啓発

豊かなみどりを次世代に引き継いでいくためには、より多くの市民が本市のみどりに興味を持ち、みどりのまちづくりに関わる必要があります。みどりにふれあい、体験することが、みどりに対する関心や興味が高まる機会となるため、みどりに関する情報発信やイベントの実施を推進します。

共－２－１ みどりに関する情報発信

みどりのまちづくりを進めるためには、みどりに関して理解を深めることが重要です。

市内のみどりの紹介や、みどりの機能、生物多様性について、積極的に情報を提供するため、広報紙や市のホームページ、SNS、パンフレットを活用し、広く情報発信します。

また、市民からのみどりや生物多様性に関する情報を収集する仕組みも検討し、普及啓発活動への利活用を図ります。

共－2－2 みどりに関する普及啓発

みどりに関する普及啓発活動では、ホタルの生態学習や観察会、青梅の森での自然環境学習、市内の河川での水辺に親しむ事業などが開催され、多くの市民や子どもたちが参加しています。

多様な世代がみどりにふれあい、学び、体験できる機会として、行政、教育機関、市民活動団体等と連携して、みどりに関する講習会やイベントを開催するとともに、内容の充実を図ります。

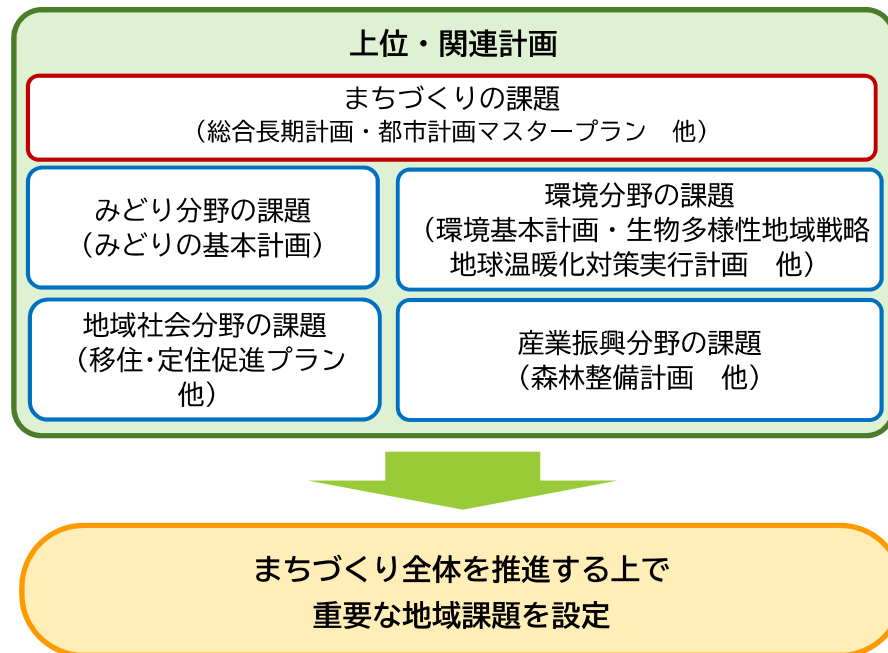
特に、将来、みどりのまちづくりを担う子どもたちが、みどりに関心を持ち、みどりの役割や重要性を楽しみながら学ぶことができるように、環境学習や体験学習の機会を拡充します。

3 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトの考え方

グリーンインフラの取組は、みどりの機能が発揮されることにより地域課題の解決に貢献するという視点を重視しています。

本計画では、みどり分野に限らず、まちづくり全体を推進する上での本市の課題を設定し、重点プロジェクトとしてグリーンインフラに取り組むこととします。



(2) 市街地のエコロジカルネットワークの形成

ア 上位・関連計画における取組の必要性

総合長期計画

- ・本市の強みである美しい自然環境を多様な主体による様々な活動によって保全するとともに、あらゆる分野での活用を図ることが重要

都市計画マスタープラン

- ・美しい自然を守るとともに、自然環境や生物多様性にも配慮し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの活用など、環境にやさしいまちづくりを進める

生物多様性地域戦略

- ・畑や水田・湿地、樹林地・平地林など、市民にとって身近な生き物の生息環境が減少しており、市民が日常的に自然とふれあう機会も減少
- ・平地林や畑・水田、崖線などの暮らしに身近な自然環境の保全が必要
- ・市街化したまちなかでも、身近に生き物の豊かさを感じられるよう、各公園の位置づけに応じて生き物の生息・生育空間確保に向けた配慮や街路樹などの管理を進めることが必要

環境基本計画

- ・都市化の進展による平地林や草地、農地の減少、樹林の管理不足、外来生物の侵入や増加、農薬などの化学物質、地球温暖化や気候変動など、生物多様性の保全に対し、様々な問題が指摘されており、本市においても速やかな対応が必要

イ 地域課題

美しい自然環境は本市の強みであり、山地や丘陵地、河川の生物多様性の保全は、多様な主体による様々な活動によって進められていますが、市街地においても生物多様性への配慮が必要です。

市街地のエコロジカルネットワークの形成を進め、身近な場で生き物の豊かさを感じる場を増やし、多くの市民が生物多様性の重要性を理解することが重要です。

ウ 重点的に取り組む施策

市街地のエコロジカルネットワークの形成のために、重点的に取り組む施策は次のとおりです。

- 1-3-1 崖線樹林の保全
- 1-3-2 平地林の保全
- 2-1-3 開発行為等による新設公園の指導
- 2-2-2 街路樹等の育成と管理
- 2-4-1 エコロジカルネットワークづくり
- 共-1-1 市民等の共創による公園、緑地等の管理と活用

エ 取組によって期待される効果

市街地のエコロジカルネットワークの形成に関する取組により、市街地に残る生き物の生息・生育環境である崖線樹林や平地林等が保全されるだけではなく、みどり豊かな市街地が形成され、住環境の向上につながります。特に、街路樹や沿道の緑化が連続することで、エコロジカルネットワークの形成とともに、まちなかの景観の向上や夏季の緑陰形成などにより、歩きやすいまちなみが形成されます。

また、市街地のエコロジカルネットワークを意識する市民が増えることで、ごみ捨てなどのマナー違反の減少、地域住民による公園や河川等の清掃活動の活性化が進むとともに、活動を通じた地域コミュニティの形成が期待されます。

(3) 住み続けたくなるまちづくり

ア 上位・関連計画における取組の必要性

総合長期計画

- ・人口減少の中、まちの活力を維持していくためには、移住定住人口や地域経済活動の支え手の確保に加え、関係人口の拡大が必要
- ・都心への好アクセスや美しい自然に囲まれた環境、ゆとりある居住環境等の強みを活かしつつ、快適で暮らしやすい都市形成に向けた基盤整備や土地利用等の推進が必要

都市計画マスタープラン

- ・人々の暮らしが息づく里山や、歴史と文化に彩られた街なみ、路地空間など、青梅を特徴づける景観を守り育て、自然や歴史・文化と調和した、美しい青梅のまちを創出する

移住・定住促進プラン

- ・市が持つ「自然環境」、「歴史・文化」、「都市機能」の3つの要素のグラデーションの豊かさを強みとして発信・活用し、移住・定住促進施策を展開する

イ 地域課題

人口減少が進む中、地域の活力を維持するには、移住定住人口や関係人口を増やし、住み続けたくなる、住みたくなるまちにすることが重要です。

地域資源を最大限に活用し、子育てしやすい公園配置や公園機能の見直し、高齢者を含めたあらゆる世代の健康づくりに配慮したまちづくり、身近で自然に触れることができる環境、自然体験や環境学習が充実した教育体制、みどりを介したコミュニティ形成、誰もが生活しやすい環境づくりを進めることが必要です。

ウ 重点的に取り組む施策

住み続けたくなるまちづくりのために、重点的に取り組む施策は次のとおりです。

- 2-1-1 地域特性に合わせた計画的な公園改修
- 2-1-2 効率的・効果的な公園管理
- 2-4-2 みどりを巡るネットワークづくり
- 3-3-2 オープンガーデン等の推進
- 3-4-2 市民農園等の利用促進
- 共-2-2 みどりに関する普及啓発

エ 取組によって期待される効果

公園の改修や効果的な公園管理に関する取組、公園ボランティア等の活動の活性化、公園ルールづくりなどにより、公園の魅力が向上することで、利用者の増加や地域のにぎわいの場となり、多様な世代の交流による地域の活性化が期待できます。

また、オープンガーデンや体験型農園の利用促進による民有地を活用した交流の場の広がり、自然環境や歴史・文化等のアピールなどにより、市民や来訪者の満足度の向上、関係人口の増加、移住定住人口の増加などにつながります。

(4) カーボンニュートラルの実現

ア 上位・関連計画における取組の必要性

総合長期計画

- ・環境保全に取り組むとともに、カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な分野での取組の推進が必要

都市計画マスタープラン

- ・美しい自然を守るとともに、自然環境や生物多様性にも配慮し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの活用など、環境にやさしいまちづくりを進める

環境基本計画

- ・温室効果ガスの排出を削減することで、気候変動の影響の緩和と気候システムの安定化につながるため、省エネ対策や再エネの積極的利用が重要

地球温暖化対策実行計画

- ・森林やまちなかのみどりによる二酸化炭素吸収源対策は、カーボンニュートラルの実現に向け重要な取組の1つ

森林整備計画

- ・森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、自然条件や住民ニーズに応じた広葉樹林化・針広混交林化、天然力を活用した施業、受光伐採等による育成複層林への誘導、スギ等花粉発生抑制対策の推進など、機能に応じた適正な森林施業の実施と健全な森林資源の維持造成の推進

イ 地域課題

本市は令和4(2022)年にゼロカーボンシティ宣言をしており、カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な分野での取組の推進が必要です。

二酸化炭素の吸収源対策の対象としては「森林」や「都市緑地」があり、二酸化炭素を直接取り込み炭素として固定する方法としては、植栽地の拡大、炭素固定を推進するための森林の適切な維持・管理、木材利用の推進があげられます。また、間接的な二酸化炭素排出量の削減としてはバイオマス活用があります。

森林面積の占める割合の高い本市では、森林などの植物によるカーボンニュートラルの実現に取り組むことが重要です。

ウ 重点的に取り組む施策

カーボンニュートラルの実現のために、重点的に取り組む施策は次のとおりです。

- 1-1-1 法や条例による山地・丘陵地の保全
- 3-1-1 森林機能の向上
- 3-1-2 多摩産材の活用
- 3-1-3 廃材利活用等の資源循環の促進
- 共-1-3 担い手の発掘と育成

エ 取組によって期待される効果

森林による二酸化炭素の取り込みが安定して機能させる取組は、森林の伐採・造林・保育等の健全な森林施業、里山林の萌芽更新等であり、取組を進めることで山地や丘陵地の保全につながります。森林や丘陵地の管理活動は、林業従事者のほか市民や企業のボランティアも担っており、関係人口の増加やコミュニティの活性化も期待できます。

また、伐採した樹木は木材製品による炭素固定、バイオマスとして活用することで、資源循環だけではなく、林業や新たな産業の振興につながります。